

定 款

運 營 規 程

會 員 資 格 規 程

庶 務 規 程

役 員 選 任 規 程

一般社団法人 鳴門青年會議所

2014年度版

目 次

一般社団法人 鳴門青年会議所 定款	1
第1章 総則	1
第2章 会則	2
第3章 総会	3
第4章 役員	4
第5章 理事会	5
第6章 例会及び委員会	6
第7章 資産、事業計画等	6
第8章 管理	7
第9章 事務局	7
第10章 定款の変更及び解散	7
第11章 雑則	8
附則	8
一般社団法人 鳴門青年会議所 運営規程	9
第1章	9
第2章 会合	9
第3章 委員会	9
第4章 出席	1 1
第5章 褒賞	1 1
一般社団法人 鳴門青年会議所 会員資格規程	1 2
一般社団法人 鳴門青年会議所 庶務規程	1 4
第1章 会計	1 4
第2章 慶弔	1 4
一般社団法人 鳴門青年会議所 役員選任規程	1 5

一般社団法人 鳴門青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳴門青年会議所（英文名 Naruto Junior Chamber, Incorporated）（以下「会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会議所は、事務所を徳島県鳴門市に置く。

(目的)

第3条 会議所の目的は次のとおりとする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究して国内諸団体と協力し日本経済の正しい発展を図ること。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員の連帯を図ること。
- (3) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ国際理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 会議所は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究及び改善に資する計画の立案と実現を推進する事業。
- (2) 指導力啓発の知識及び教養の修得と向上並びに能力の開発に資する事業。
- (3) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業。
- (4) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催。
- (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (6) 自然風土を活かした地域活性化に繋げる事業。
- (7) その他青年会議所の目的達成に必要な事業。

第2章 会則

(会員の種類)

第6条 会議所の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

(正会員)

第7条 正会員は、原則として鳴門市及び板野郡に住所又は勤務地を有する20才以上40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものであること。ただし、事業年度中に40才に達した場合は、その年度内はなお正会員としての資格を有する。

2. 会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の責任ある推薦を得て、別に定める一般社団法人鳴門青年会議所会員資格規程（以下「会員資格規程」という。）に基づき所定の入会手続を経て、理事会の承認を得なければならない。

(特別会員)

第8条 特別会員は、40才の制限年齢に達した正会員がその資格を有する。

2. 前項に規定するもののほか、特別会員に関し必要な事項は、会員資格規程により定める。

(会員の権利)

第9条 正会員は、会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有し、又総会において

各1個の議決権を有し、会議所役員並びに公益社団法人日本青年会議所役員及び委員に選任される資格を有する。

(会員の義務)

第10条 会議所の会員は、定款その他の定めを遵守し、会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第11条 正会員になろうとする者は、会員資格規程の定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2. 会議所の会員は、会員資格規程の定めるところにより、会費又は特別会費を所定期日までに納入しなければならない。

(休 会)

第12条 長期にわたる病気その他の理由により、長期欠席を余儀なくされる会議所の会員は、休会届を提出し、理事会の承認を得て、休会することができる。この場合において、休会中の会費は2分の1とする。

(会員資格の喪失)

第13条 会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 破産又は禁治産若しくは準禁治産の宣告
- (3) 除 名

(退 会)

第14条 会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

2. 会議所の会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第15条 会議所の会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得てその会員を除名することができる。

- (1) 会費の納入義務を履行しないとき。
- (2) 会議所の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為のあったとき。
- (3) 会議所の秩序を乱す行為のあったとき。
- (4) 出席義務を履行しないとき。
- (5) その他会員として適当でないと認められたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第16条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

第17条 会議所の総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員 総会とする。

(総会の種別)

第18条 会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の権能)

第19条 総会は、この定款及び法令に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会員資格規程に関する事項
- (2) 役員選任規程に関する事項
- (3) その他、会議所の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第20条 定時総会は毎年1月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から総会の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の議決)

第23条 総会は、正会員の3分の2以上の出席により成立し、その議事はこの定款に別に定めるもののほか出席正会員の過半数の同意をもってこれを議決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

2. 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び第26条第1項第3号の規定の適用については、その正会員は出席した者とみなす。

(総会の議決事項の通知)

第25条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を会員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、総会に出席した正会員のうちから、選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類及び数)

第27条 会議所の役員は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 2人以上5人以内
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む) 11人以上20人以内
 - (5) 監事 2人
2. 第1項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第2項に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 理事及び第32条に定める直前理事長は、相互に兼ねることができる。
5. 顧問は必要に応じて理事長が推薦し、理事会において選任する。(理事長経験者が望ましい)

(役員任期)

第29条 理事の任期は、毎年1月1日からその年の12月31日までとする。ただし、増員又は補欠により選任された理事の任期は現任者の残任期間とする。

2. 監事の任期は毎年1月1日からその翌年の12月31日までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、再任されることができる。
4. 役員は、第27条に定めた役員の数に欠く場合には、就任し又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第30条 理事長は、会議所を代表し、業務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐して業務を処理するとともに、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故あるときはその業務執行に係る職務を代理し、理事長が欠けたときはその業務執行に係る職務を行う。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその業務執行に係る職務を行う。
4. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。ただし、理事会における議決権を有しない。
 - (1) 会議所の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
6. 顧問は本会の諸会議において意見を述べることができる。
7. 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員辞任及び解任)

第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認めるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

3. 第15条第2項は、前項の役員を解任しようとする場合について準備する。この場合に置いて、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

第32条（直前理事長）

1. 会議所に、任意機関として直前理事長を置くことができる。
2. 直前理事長は前事業年度の理事長を充てる。
3. 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な補佐をする。
4. 直前理事長の任期は、理事の任期を準用する。

第33条（報酬）

会議所の役員は、無報酬とする。

第5章 理事会

（理事会の構成）

第34条 会議所の理事会は、理事をもって構成する。

2. 直前理事長及び監事・顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会の種類及び招集）

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。
3. 定例理事会は、毎月1回開催する。
4. 臨時理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事会議の目的を示して開催の請求があったとき。
 - (3) 監事が、第30条第5項第4号に基づいて招集を請求したとき。
5. 前項第2号に規定する場合にあっては、理事長は請求の日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

（理事会の権能）

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の議長）

第37条 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事のうちから選任する。

（理事会の議決）

第38条 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立し、その議決は出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、総会において特別議決を要する事項については、出席理事の3分の2以上の同意をもって議決する。

2. 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

第39条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（理事会の議事録）

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名

- (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印するものとする。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第41条 会議所は、毎月1回以上例会を開催する。

2. 例会の運営に関して必要な事項は理事会の議決により定める。

(委員会の設置)

第42条 会議所は、理事会の決定に基づいてその目的達成に必要な重要事項を研究し、会議所事業の効果的な実施をするため、委員会を設置する。

2. 委員会の設置並びに運営に関する事項は、一般社団法人鳴門青年会議所運営規程により定める。

(委員会の構成)

第43条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成し、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから理事会の承認を得て、委員長が任命する。

第7章 資産、事業計画等

(事業年度)

第44条 会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(資産の構成)

第45条 会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第46条 資産は、理事長が管理しその方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業計画及び予算)

第47条 会議所の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始の日から1か月以内に総会の承認を得るものとする。

- 2. 前項の承認を得られない場合にあつては、総会の承認を得るまでの間は前事業年度の予算を執行する。
- 3. 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4. 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第48条 会議所の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後1か月以内に総会の承認を得なければならない。

第8章 管 理

(定款の備付け)

第49条 理事長は、定款その他諸規程、会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に会議所事務所に備えておかなければならない。

(報告書等の備付け)

第50条 理事長は、第48条に規定する書類をその定時総会の会日の2週間前までに事務所に備えておかなければならない。

(書類の閲覧)

第51条 会員は、第48条及び第49条の書類をいつでも閲覧することができる。

第9章 事 務 局

(事務局)

第52条 会議所の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
4. 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第54条 会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2. 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 会議所の解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。
4. 会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(清算人)

第55条 会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第56条 会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会費より徴収することができる。

第11章 雑 則

(委 任)

第57条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(公 告)

第58条 会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、会議所の設立の許可のあった日から施行する。
2. 会議所の設立当初の役員は、第 28 条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 59 年 12 月 31 日までとする。
3. 会議所の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から昭和 59 年 12 月 31 日までとする。
4. 会議所の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第 45 条第 1 項の規定にかかわらず創立総会の定めるところによる。
5. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
6. 会議所の最初の理事長は八木治郎、副理事長は中神智宏、尾方厚志、三居誠、専務理事は佐野孝佳とする。
7. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人 鳴門青年会議所 運営規程

第1章

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人鳴門青年会議所の実質的充実に即し、その運営の円滑と総意の結集を容易ならしめることを目的とする。

第2章 会 合

(総 会)

第2条 総会は年1回定時総会を開催し、必要に応じて定款の定めるところに従い、臨時総会を開催する。

(例 会)

第3条 例会は、会員の修練、相互の懇親、事業の連絡報告を目的として毎月1回以上開催する。

2. 開催日は毎月12日とする。12日が日曜日の場合は、翌日とする。また、都合により開催日を変更する場合は、理事会において決定する。

(委員会及び特別委員会)

第4条 委員会は、会員の修練、相互の懇親、事業の連絡報告を目的として、必要に応じ開催する。

2. 特別委員会の開催は、担当副理事長の責任のもと、事前に理事会または、正副理事長会において報告し承認を得る。

(正副理事長会)

第5条 正副理事長会は、理事長、副理事長、専務理事で構成し、必要に応じ開催し、会議所の主要案件（例えばJ Cの基本方針の立案、長期運営計画の立案）および理事会への提出議題につき審議する。なお必要と認めた場合は、関係委員長の出席を求めることができる。また、委員長は必要に応じて出席して意見を述べることができる。

(理事会)

第6条 理事会は定款に定められた事項を審議するほか、会議所の運営に関する事項全般を審議する。

(監 査)

第7条 会計監査は理事長または監事の請求により随時行ない、監事が本会議所の業務および財産状況を監査し、総会及び理事会に報告する。

第3章 委 員 会

(委員会の構成)

第8条 委員会は理事長のもとに、＜総務委員会＞＜広報・財政委員会＞＜フェスタ委員会＞＜ネットワーク委員会＞の4委員会を設け、正会員は全て何れかの委員会に所属するものとし、委員会の構成は、会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮して、理事会において決定する。

但し、理事長、副理事長、専務理事、監事は上記の委員会には所属しない。

2. 理事長がとくに必要と認めたときは、理事会の承認を得て、前項以外に特別委員会を設立することができる。

(委員会の種類および業務分掌)

第9条 次の委員会を設置し、業務を分掌する。

事業計画 (案)

1. 総務委員会
 - ・ 1月定時総会・7月臨時総会の設営
 - ・ 3月徳島鳴門合同例会の企画・設営
 - ・ 創立記念祝賀会の企画・設営
 - ・ 卒業式の企画・設営
 - ・ 公開討論会の検討又は開催
 - ・ 総会・例会等の出席確認と動因
 - ・ 全国大会松山大会の協力・支援と動因

2. 広報・財政委員会
 - ・ 各委員会に対して議案書の指導・助言及び運営のサポート
 - ・ ホームページ等を利用した広報活動の実施・発信
 - ・ 会員の能力向上を目的とした例会の実施

3. フェスタ委員会
 - ・ 地域の魅力を生かした例会の実施
 - ・ 事業継承から進化した釣り大会の実施
 - ・ 体験型うずしおフェスタの事業実施

4. ネットワーク委員会
 - ・ 参加型による活性化へ繋がる例会の実施
 - ・ J C 全国野球大会優勝する為の運動及び活動の実施

(理事の分担)

第10条 理事は各委員会所属し、理事会との連携を密にする。理事長、副理事長、専務理事、は各委員会に属しないが、副理事長、専務理事、は委員会業務を分担して指導、助言する。

第4章 出席

(出席)

第11条 正会員は、総会、例会、委員会、会員大会に出席しなければならない。

2. 正会員は、出席率が60%以上でなければならない。
3. 次に掲げる会にあらかじめ届け出て出席した会員は、理事長に文書で報告した場合、例会出席とみなす。ただし、主催者又は担当委員長の承認印を必要とする。
 - (1) J C I 諸会議
 - (2) 全国会員大会、地区会員大会、ブロック会員大会
 - (3) 各地 J C の認承認伝達式、記念式典、例会
 - (4) 会議所の各委員会に出席した場合は1回として扱う。
 - (5) 数日間開催される会は1回として扱う。
4. J C 関係の公務のために、総会、例会を欠席した場合は、あらかじめ届け出のある場合は出席として扱う。
5. 定款第14条の定めにより休会する会員は、病気（医師の診断書）、海外出張の場合は、理事会の承認を得て休会し、出席義務を免除する。ただし、休会届を理事会に提出した日より休会として扱う。

第5章 褒賞

(褒賞の手続、内容)

第12条 本会議所はJ C運動の昂揚をはかり、かつJ C運動に貢献した名誉を讃えるため、下記要領により褒賞を行なう。

対象

委員会及び個人

条件

- (1) J C運動に顕著な功績のあった委員会および個人
- (2) 優良出席全員

手続

- (1) 委員会褒賞は、理事会において審議決定する。
- (2) 個人褒賞は、正副理事長会で推薦し、理事会において審議決定する。

時期

- (1) 毎年12月の例会において発表する。

一般社団法人 鳴門青年会議所 会員資格規程

(目 的)

第1条 本規程は、本会議所会員の資格および入会希望者の取扱いに関する事項を規定する。

(入 会)

第2条 定款第7条に該当する入会希望者の入会手続は次による。

- (1) 審議は、理事会において行なう。
- (2) 所定の入会申込書に必要事項を記入し、正会員2名以上の推薦を付し、理事長宛に提出する。
会員委員会はこれに基づいて調査の上理事会に報告する。
理事会は審議を行ない、入会の可否を決定する。入会の許可は原則として出席理事全員の賛成を要する。
- (3) 推薦者は、入会申込書に記名押印し、必要に応じて理事会に出席して入会希望者に対する諮問に応じなければならない。
- (4) 理事会で入会を承認された新入会員は、1ヶ月以内に会費を納入しなければならない。
- (5) 推薦者は、新入会員に対し入会から1年間会議所活動について全ての責任を負うものとする。

(特別会員)

第3条 定款第8条に該当する特別会員となることを希望するものは、正会員の資格喪失後1ヶ月以内に理事長あてに届け出るものとする。

(休 会)

第4条 長期にわたる病気、その他の理由により、長期欠席を余儀なくされる会員は休会届を提出し、理事会の承認を受けて休会することができる。休会中の会費は2分の1とする。

(会 費)

第5条 入会金、会費をつぎのとおり定める。

- (1) 入会金 20,000円
- (2) 正会員会費 120,000円
- (3) 特別会員会費 20,000円

正会員の会費の納付については原則一括納付とするが、事前に事務局に申請して毎月分割での納付を選択することもできる。一括納付の場合は2月末日までにその年度分を納付しなければならない。毎月分割で納付する場合は、阿波銀行鳴門支店において毎月指定日に正会員の口座より会費が自動引落しできるよう手続きを行い、これに係る手数料は正会員の負担とする。

2. 新入会員の会費は、入会が承認された月より発生し、月割りで計算することとする。納付方法については正会員同様、原則一括納付とするが、申請により毎月分割での納付を選択することができ、一括納付の場合は入会后1ヶ月以内に納付すること。毎月分割で納付する場合は正会員と同様の手続きを行うこと。
3. 休会会員は、定款第14条により、会費は2分の1とする。
4. 特別会員の会費は、終身会費とする。

(除 名)

第6条 理事会は定款第15条により以下各項の定めに基づいて除名に関して審議し、総会に上程する。

1. 定款第15条第1項の定める「会費納入の義務を履行しない」会員は総会の決議により除名する。
但し、上記の決議を行なうまでには次の手続きを行なわなければならない。
 - (1) 専務理事は会費その他会へ納入すべき金銭の納入が期限を経過しても納入ないときは文書により督促を行なう。
 - (2) 専務理事は督促後10日を経過しても納入しないときは、理事会に報告し、理事会の指示により理事長名で15日以上期限を附して納入を督促するとともに除名の警告を行なう。
 - (3) 上記の督促を行なうも納入しない会員について、専務理事は理事会に報告し、総会の審議に附する。
2. 定款第15条第4項の定める例会並びに委員会の出席の悪い会員は総会の議決により除名する。
但し、上記の決議を行なうまでには次の手続きを行なわなければならない。
 - (1) 例会委員長は、例会、委員会を通じて引続き4回以上欠席したもの、および例会または委員会のそれぞれにつき引続き3回以上欠席したものがあるときは、出席を督促する。ただし、各地区会員大会、全国会員大会、J C I会議、出向会議、他L O M例会の出席は例会出席とみなす。

- (2) 例会委員長は督促後次の会合に正当な理由なく欠席したものについては理事会に報告し、理事会の指示により理事長名で次の出席すべき会合を指定した文書で出席を督促するとともに除名警告を行なう。
- (3) 上記の督促を行なうも、出席しない会員については、例会委員長は理事会に報告し、総会の審議に附す。

一般社団法人 鳴門青年会議所 庶務規程

第1章 会 計

(予 算)

第1条 予算の執行は、専務理事が管掌し、事務局に命じて厳正に行なう。

(支 出)

第2条 費用の支出は、専務理事の委任を受けて証拠書類にもとづき、事務局が行なうことができる。ただし、各委員会の予算費目に属するものは、該当の委員長承諾を要する。

(必要帳簿)

第3条 事務局には次の帳簿をそなえておかなければならない。

- (1) 費目別の収入、支出の明細、会費収入については会費個々の明細
- (2) 委員会ごとの予算、実績を対照とする帳簿
- (3) 什器、備品の明細
- (4) 支出の基礎となる証憑書類

(決 算)

第4条

- (1) 年度終了後、専務理事は、費目別、委員会別の収入を締切り、事業報告書、収支決算書、財産目録を作成し監事に提出する。
- (2) 監事は、この内容を精査し、意見書を付けて総会に提出する。
- (3) 総会の承認を得て決算は成立する。

(什器備品の管理)

第5条 1件金額10,000円以上および耐用年数1年以上のいずれかに該当する什器備品は、帳簿に記録し、厳正に管理保管しなければならない。

第2章 慶 弔

(慶 弔)

第6条 会員、家族の慶弔に際しては、次の基準により金品をおくる。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 会員の結婚 | 10,000円 |
| (2) 会員または配偶者の出産 | 5,000円 |
| (3) 会員の病気、傷害 | 5,000円 (1週間以上入院の場合) |
| (4) 会員の死亡 | 30,000円 |
| (5) 会員の配偶者、父母、子の死亡 | 10,000円 (花輪代) |
| (6) 会員の住居または事業場の災害 | 30,000円 |

第7条 この規程の変更及び廃止は理事会において行なうものとする。

一般社団法人 鳴門青年会議所 役員選任規程

(総 則)

第1条 一般社団法人鳴門青年会議所定款第27条に定める役員は、本規程に定めるところにより選任する。

(資 格)

第2条 本会議所正会員にして、翌年1月1日現在なお正会員であるものが役員を選任する資格を有する。

2. 前項の資格を有する会員は、理事、監事に選任されることができる。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙管理事務を処理するため、選挙管理委員会を置く。

2. この委員会の定数は5名とし、理事会の承認を得て会員の中から理事会が委嘱する。

委員は互選により委員長1名を定める。

3. 委員の任期は委嘱を受けた日から、当該選挙の事務が終了する日までとする。

(推薦委員会)

第4条 立候補者数が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は推薦委員会となる。

2. この委員会は、定数を満たすまで、役員にふさわしい会員を公正かつ厳選に推薦する。

(理事予定者選任の期日)

第5条 原則として、8月末日までに選任する。

(理 事)

第6条 総会において、理事予定者を選任する。

(理事長、副理事長)

第7条 理事予定者は、理事長、副理事長、専務理事を互選する。

(監 事)

第8条 監事は総会において、理事に選任されたものを除いた有資格者の中より選任する。

(職務分掌)

第9条 各理事予定者は、理事予定者会議に於て職務分掌を決定する。

(欠員補充)

第10条 理事長が任期途中で欠員となった場合は、2ヶ月以内に理事会において新理事長を互選し、選任しなければならない。

2. その他の役員が欠員となった場合は、理事会において必要と認めたとき全各条に準じて選任する。

(改 正)

第11条 この規程を改正するときは総会においてはかり、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。